

第13回東京都環境審議会総会

平成11年10月12日

【高橋環境管理部長】 おはようございます。

ご出席のご連絡をいただいております方で、まだお見えになっておられない委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、定刻を過ぎましたので、ただいまから第13回東京都環境審議会を開会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。事務局を務めさせていただいております環境保全局環境管理部長の高橋でございます。よろしく願い申し上げます。

それでは、まず始めに、開会に当たりまして、齋藤環境保全局長からご挨拶を申し上げます。

【齋藤環境保全局長】 おはようございます。環境保全局長の齋藤でございます。

本日はご多用のところ、早朝から当環境審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。委員の皆様には、日ごろから東京都の環境行政につきまして、ご指導、ご協力を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、東京都の環境行政は、依然深刻な自動車公害を始め、地球温暖化問題、さらには有害化学物質汚染など解決すべき数多くの課題に直面しております。こうした今日的な環境問題に適切に対応していくためには、現行の公害防止条例では必ずしも十分ではなく、その改正が都政の重要な課題となっております。このため、今回、30年ぶりに条例の全面改正を行うことといたしまして、環境審議会の委員の皆様にご審議をお願いしたところでございます。

21世紀も間近となりましたが、来るべき世紀を都民が安心して暮らせる環境の世紀とするため、新しい条例には、都民生活や事業活動を環境という視点から変革していく、先駆的な内容をぜひ盛り込みたいと考えております。

本日の審議会におきましては、東京都公害防止条例の改正についての中間の取りまとめをしていただく予定となっております。環境行政の新たな展開を図るための条例改正に向けましてご審議を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

また、合わせて、東京都地域冷暖房計画区域の指定及び同計画の策定につきましても、ご報告をさせ

ていただく予定でございます。

簡単でございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【高橋環境管理部長】 それでは、ここで委員の方をご紹介申し上げます。前回の審議会以降、学識経験者委員、それから都議会議員委員、及び関係行政機関の委員に一部異動がございました。新たにご就任をいただきました都議会議員の委員をご紹介申し上げます。田中委員でございます。織田委員でございます。島田委員でございます。また、引き続き委員をお願いしております都議会議員のご紹介を申し上げます。花川委員でございます。山本委員でございます。藤岡委員でございます。東野委員でございます。

次に、このたび東京都公害防止条例の改正につきまして、調査、審議をお願いするためご就任をいただきました臨時委員をご紹介申し上げます。内山委員でございます。大垣委員でございます。大塚委員でございます。坂本委員でございます。原科委員でございます。なお、人見委員は本日ご欠席でございます。

また、関係行政機関の委員で新しくご就任いただきました委員の方につきましては、代理の方が出席されておられます。恐縮ですが、ご紹介は省略させていただきます。

なお、参考までに、資料といたしまして委員名簿をお配りしてございますので、ご覧をいただきたいと存じます。

それでは、これからの進行につきましては、横山会長にお願いしたいと存じます。横山会長、よろしくお願い申し上げます。

【月川調整担当課長】 議事に入ります前に、事務局から一つお願いがございます。

卓上にマイクがございませんので、発言の際は担当者がマイクをお持ちいたしますので、マイクを使ってご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、横山会長、よろしくお願いいたします。

【横山会長】 おはようございます。横山でございます。

それでは、ただいまから、お配りしてございます議事進行に従いまして、本日の議事を進めさせていただきますが、本日は審議事項と報告事項それぞれ1つが予定されておりますので、議事進行方、よろし

くご協力のほどお願い申し上げます。

それでは早速でございますけれども、議事の1でございますが、東京都公害防止条例の改正について（中間のまとめ）。これは本年3月、知事から本審議会に対しまして、東京都公害防止条例の改正について諮問をいただきまして、その翌日、3月19日だったかと思いますが、本問題の重要性にかんがみまして、条例改正特別部会を磯部委員を部会長としてつくっていただき、この部会におきまして本日まで審議をいただき、そこで中間のまとめをしていただいた次第でございます。

それでは、早速でございますけれども、お手元にお配りしてあると思いますが、この中間のまとめ（案）の概略につきまして、審議に当たられました磯部部会長のほうからご報告をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

【磯部部会長】 公害防止条例の改正特別部会長の磯部でございます。

それでは、東京都公害防止条例の改正につきまして、中間段階での取りまとめを行いました中間のまとめ（案）、お手元の資料2につきまして、ご報告をいたしたいと存じます。

最初に、特別部会における検討の経緯をご説明いたしますが、資料2の一番最後の1枚、30ページと31ページをご覧いただきたいと思うんですが、30ページはこの公害防止条例改正のために特別に設けられました部会の委員名簿でございます。さらに分科会を設けまして、実質的な作業をしていただきました。一番最後の31ページに、これまでの検討経過を書いてございますが、本年3月18日に東京都知事から諮問を受け、4月13日に第1回の公害防止条例改正特別部会を開催し、審議会運営要領第5の規定により分科会を設置し、その後、大気汚染対策、水質保全対策など各分野ごと、かなり専門的な審議を、そこにございますとおり、11回にわたって重ねてまいりました。そして、先の10月6日に開催いたしました第2回の条例改正特別部会で、中間のまとめ（案）がまとまりましたので、本日、この総会に提案をさせていただきますという次第でございます。

それでは、中間のまとめ（案）の概要でございますが、1枚めくっていただきますと目次がついてございます。全体をごらんいただければわかるとおり、第1から第5まで5章立てになっております。第1と第2が新しい条例を考えるに当たっての基本的な考え方、あるいは視点、考慮点というものに関して総論的なことを書いてございます。実質的な主要部分は、第3がこれまでの公害防止条例になかった、そして今度の条例改正に当たってぜひ規定すべき新しい内容をまとめたものでございまして、第4のほうは、これまでの公害防止条例の中にも含まれていたけれども、今後さらに規制を見直したり、強化していくべき事項というふうの中身を振り分けて整理してございます。第5は、そういう中身の改正にふさわしく、新しい条例の名称も改正すべきだということを述べた第5の部分。以上5つの章立てになっております。別添として、ご参考までに新たな仕組みについての図を示してございます。

それから、その左のページに、横山会長名で「中間のまとめに当たって」というご挨拶が書いてあるわけですが、その下から6行目ぐらいになりましょうか、「なお」書のところで、この中間まとめは、もちろん本文が主になっているわけですが、後でご覧いただければわかりますが、点線で箱をくくりまして、その中に(その他の意見)というのを書いてございます。これは中間まとめ段階ということもあり、分科会あるいは特別部会が出たいろいろなご意見のうち、その全体の一致した意見として中間まとめの本文化するまでには至らなかったけれども、非常に大事な意見であるとか、さらに今後検討するべきであろうと思われるような意見を、とりあえず(その他の意見)という形でくくっておきまして、それをご参考に供して、いろいろご意見をいただきたいという、そういう扱いになっているということを最初に申し上げておきたいと思います。その都度、その箇所でご説明したいと思います。

以上が全体の構成に関するご説明でございますが、これから中身を少しご説明したいと思いますけれども、先ほど申しました第1と第2の、いわゆる総論部分に関しましては、私のほうである程度詳しくご説明申し上げ、第3と第4は、いろいろ専門的なこともございますので、事務局のほうに説明をお願いしたいと思います。そういう役割分担のもとに若干ご説明いたします。

それでは、第1ページになりますが、第1の「新しい条例の必要性と検討に当たっての視点」ということで、まず、1として新しい条例の必要性に関し、1ページ半程度の文章が書いてございます。この手の文章は、ごくありきたりのことを書いていると言われればそうなのですが、私どもとしては、それなりの思いを込めて、これまでの現行の東京都公害防止条例が果たしてきた歴史的役割というものをこの時点で振り返り、かつ、今後を展望して新しい東京都の改正条例はどういう役割を担うのかということに関し、それなりの思い入れを込めて書いてありますので、ぜひお読みいただきたいと思うんですが、まず、現行条例が昭和44年、当時の激甚な公害から都民の健康と生活環境を守るために、最も先駆的かつ総合的・体系的な公害防止条例として制定された。

その次のパラグラフの、「また」以下ですが、先駆性の意味なんですが、とりわけ公害・環境問題に関しては、国の全国画一的な規制、国の法令によるそういう規制だけではならず、地域特性に対応した自治体レベルでの取り組みが極めて重要であるとの認識のもとに、自治体の責務と権限を明らかにした条例として、高い評価を得てきたんだという認識を示しております。そういう自負のもとに、今後もそれなりの役割を果たそうというつもりでございます。

しかしながら、東京の環境問題は、社会・経済状況の変化に伴い、かつての産業型公害から、都民生活や事業活動そのものと密接にかかわる都市・生活型公害へ拡大し、さらに地球環境問題へと展開するなど大きく変化するに至っている。

以下、若干の例として自動車公害問題。これは依然として深刻な状態が続いているわけですが、

この場合、都民は、一方で自動車利用の便宜を享受しつつ、他方で環境汚染の被害者となるという、そういう関係があるということが、まさに典型的にかつての産業型公害とは異なった特色として理解されるということ。あるいは地球環境問題という視点から、東京のような旺盛な経済活動に支えられた大都市は、非常に大きな環境への負荷をかけているという自覚。さらに、多種多様な化学物質等が生活のすみずみまであふれていて、その有害性、リスクといったものが、専門家から指摘されたり、都民の間でも危惧されるようになってきている。これに尽きるわけではないかもしれませんが、典型的な新しい状況の例として示しております。

2ページに参りますが、このように今日的な環境問題というのは、別に工場から汚い大気や水が出るという古典的なタイプの公害問題、もちろんこれもなくなっているわけではありませんが、それだけではなくて、都民一人一人の日常的な生活活動や、事業者が当然のこととして行ってきた社会経済活動、これは自動車利用等が入ると思うんですが、それに起因しているということが大きな特質である。したがって、これまでのような発生源規制を中心とする仕組みを維持するだけでは十分対応できないのであって、こういう状態は危機的なものと言っても過言ではないという深刻な認識を示しております。

しかし、そういう深刻な話だけではなくて、次のパラグラフでは、「他方で」ということですが、全般的な地方分権改革によって、全国の自治体は、今や公害環境問題に限らず、関連するすべての行政分野にわたって、地域特性に応じた総合行政を展開する責務と権限を付託されるに至っている、そういう分権の時代であるということ。さらに、ごみ問題への積極的な取り組みなどに見られるように、都民の環境問題に対する関心や意識というものも、昭和44年当時から比べても非常に明確なものになってきている。そういう状況は、これはポジティブな条件として活用できる。そういう状況のもとで東京という大都市において展開している今日的な環境問題に適切に対応する法制度的な条件を整備するため、現在の公害防止条例を全面的に改正して、広く環境保全上の支障の防止に向けた規制や仕組みを定めた新しい条例を確立していく必要があるという論理構造になっているというわけでございます。

以上のような総論的な認識のもとに、以下、具体的に幾つかの論点を掲げているということになります。

少し急ぎますが、2の「検討に当たっての視点」といたしましては、特に次の5つの点を挙げました。まず、対象とする環境の範囲等を、単なる典型7公害のみならず、環境への負荷とか、環境リスクというものにも適切に対応できるよう範囲を広げることです。2)は、環境負荷の低減というような新しいタイプの分野ですね。これに対しては、何ppmというような一律の排出基準を定めて、違反したら罰金だというような、これまた古典的な規制手法が全く有効ではないということはないかもしれませんが、それだけでは十分でない。もっと新しい誘導的な手法、あるいは管理的な手法、新しい手法を工夫する必要があるということが第2点でございます。

3ページのほうへ参ります。第3点目は、環境行政というものは、縦割りの環境保全局行政にとどまっ

てはいけないわけであって、総合的な展開というものが必要なんだということ。それができるということが自治体の強みであり、取りえだろうと思うんですが。

第4点目、都自体が、行政としての立場だけではなく、もろもろの公共施設の建設、管理の事業者、物品等購入する消費者として大きな役割を果たしているという観点からも、そういう需要者という視点からの役割を重視しよう。

最後、第5点に、ちょうど世紀の転換点に当たるこの時点で新しい条例を構想するわけですから、21世紀にふさわしい仕組みとか、枠組みを先駆的に導入していく。かつての公害防止条例が先駆的な役割を果たしたと同様に、東京都の新しい条例が可能な限り、やたら新しがればいいというものではないかもしれないけれども、できる限り先駆的な仕組みを導入していきたい。さらに、今後の社会・経済状況の変化にも弾力的かつ機動的に対処できるような、そういう枠組みだけはつくっておきたい、おくべきであるということが指摘されております。それぞれの具体化は、後の部分で図られているわけです。

4ページの第2に参ります。以上のような序論のもとに、「新しい条例の基本的な考え方」として、全部で7点にわたりましてポイントを示しております。

まず1が対象とする範囲の拡大でございまして、これは現象・分野、それから発生原因者と分けて書いてございますが、先ほど来お話しておりますように、工場等を発生源とする公害に加え、そこに書かれました地球温暖化物質の排出削減とか、オゾン層破壊物質、化学物質の適正管理といった対象分野を加え、さらに発生原因者として、工場・作業場など物品の製造、加工等を行うものに限らず、流通・消費・廃棄、さらに自動車を使用する者とか、需要者、そういうものも対象に加えていこうということです。

それから2番目、これまでの公害規制手法の継続。これは殊さら言うまでもないことですが、従来の公害防止条例の規制手法をもうやめようという話では全然なくて、これはこれできちんと継続して、さらに必要な強化はしていきますということです。

5ページへ参りますが、3番目は、先ほど申しました新たな手法なんですけれども、この点はぜひ注目していただきたいと思います。今回の分科会等の審議におきましても、古典的な規制をやめるわけではないけれども、それだけでは足りないものはどういうことなんだろうかということですが、基本的には行政側からこういうふうにしたいという目標を示し、それを実現するためにはいろいろな選択肢がある。そういう場合に事業者あるいは都民一人一人、相手方が自主的に取り組みをして計画をつくって、その目標を達成するように取り組んでもらう。それがうまくいった人については積極的に表彰していく。うまくいかない場合にはどうするかというのは、これはなかなか難しいテーマなんですけれども、行政が何か基準を決めて、それだけ守ればいい、守らせるというような仕組みだけでは足りないという、新しい仕組みの導入ということを3番で書いております。

4番目、需要者の観点からの話で、これは先ほどと重複しますので省略します。

5番が先駆的な仕組みや枠組みの導入、これも同様です。

6ページに参りまして、6番と7番が今まで出てこなかったことなので触れさせていただきますが、6番で行政手続の公正・明確化と実効性の確保というタイトルにしてございます。これは何も環境公害行政に限らず、一般的な現代行政に対する強い要請として、行政が何をやるにせよ、その手続とか、過程、プロセス、そういったものがきちんと公正でかつ透明で、みんなにわかるものでなければならない。そういう観点から、従来から要綱とか、指針とかというような形で、ある意味ではその法的根拠が完全には明確でないまま行われてきたものも、きちんと条例上に位置づけるべきである。それから、国の法令の上乗せとして行われている規制と都の独自の規制として行われている部分が、事業者側からしてみれば、区別がよくわからないということもあったかもしれない。こういったことも明確化の要請から整理していくべきだ。

後半部分では、先ほど来申しておりますように、規制だけではなくて、新しい管理手法あるいは誘導手法というものを導入してくると、いずれにせよ、実効性を確保しなければならないわけですが、いくら目標を提示して計画を高く掲げても、実効性がないというのではナンセンスですので、その場合の実効性の確保手段に関して、さらにいろいろな工夫が必要であろう。これは行政指導に従わなかった場合、何ができるのかという、昔からある問題ですけれども、いきなり罰則というわけにはこれはいかないとしても、例えば何らかの社会的制裁を科す、合理的な理由なく行政の協力をしない事業者の氏名を公表するというようなことが、これも一定の公正な手続のもとならば、十分あり得る話なのではないかということです。しかし、この辺はまだ詰め切れておりませんので、中間のまとめ段階では、こういう一種の抽象的、総論的な書き方にとどめておるということでございます。

最後、7番の区市町村の定める条例との関係。これはまさに先ほど申した分権の時代においては、区市町村もまた第一線で環境行政の主役になっていただかなければならないわけですが、それと同じく、自治体としての東京都との関係に関して、きちんとした整理をしておく必要があるということを書いてございます。

あと、第3、第4を高橋部長のほうからお願いして、最後、第5のところはまた私をご説明したいと思えます。よろしく願いいたします。

【高橋環境管理部長】 環境管理部長の高橋でございます。引き続きまして、ご説明をさせていただきます。

その前に、先ほどご紹介できませんでした都議会議員の方をご紹介させていただきたいと存じます。真

鍋委員でございます。

それでは、引き続きまして、私のほうから資料の説明をさせていただきます。

それでは、第3の「新たに規定する事項と内容」からご説明申し上げます。ページ数では8ページでございます。8ページをご覧いただきたいと存じます。

第1点目の環境負荷の低減を求めることの制度化でございます。すべての事業所に対しまして、地球温暖化物質の排出抑制、また自動車使用に伴う窒素酸化物等の排出抑制など、その低減を求めるものでございます。このうち、特に環境負荷の大きい事業所に対しましては、環境保全上の配慮を総合的に促すため、「環境負荷低減計画書」、これは仮称でございますけれども、その作成と提出を義務づけまして、重点的に指導できる仕組みとするものでございます。知事は、環境負荷の低減のための指針を定めますとともに、提出された計画書をもとに、必要な指導、助言を行うこととされております。また、事業所が取り組んだ内容につきましては、都民に公表するよう求めていくものでございます。

なお、先ほど磯部部会長からご説明ございましたけれども、その他意見としまして、点線で囲われている部分がございます。分科会また特別部会でのご議論の過程で出されましたさまざまな意見でございます。あわせてご覧いただければと存じます。

続きまして、9ページをご覧いただきたいと存じます。施設建設に際してでございますが、施設を建設する者に対しまして、太陽光の活用などの省エネルギー、省資源、雨水利用などの水循環、廃棄物抑制、また屋上緑化などの周辺環境への配慮など、環境負荷の低減を求める努力義務を課すこととされております。このうち、一定規模以上の施設に対しましては、「環境配慮計画書」の作成と提出を求めていくというものでございます。知事は、これら事業者の取り組みを支援するために、環境配慮のための指針を定めますとともに、提出された「環境配慮計画書」をもとに、必要な助言、指導等を行うこととされております。また、建設する者が取り組んだ内容につきましては、都民に公表するよう求めていくものでございます。

10ページをご覧いただきたいと存じます。2点目のオゾン層破壊物質の排出禁止と必要な措置でございます。特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律、いわゆるオゾン層保護法でございますが、ここではフロン製造を制限する規定はありますけれども、回収に関する規定はございません。そのため、新しい条例では、特定フロンのほかに代替フロンも合わせて、適切なフロンの回収、分解処理などを行わせるための必要な措置を規定すべきであると述べております。

3点目の化学物質の適正な管理と排出抑制でございます。ここでは特定の化学物質を取り扱う事業者につきまして、2つの義務を課すものでございます。1つは、化学物質の環境中への排出量、取扱量な

ど届けさせますとともに、事業者みずからが地域住民に積極的に情報を公表するよう、努力義務を課すこととされております。2つ目でございますが、化学物質の性状や有害性を認識して、その取り扱いにかかわる管理の方法や事故時における応急措置内容など、事業者の組織的な管理体制の整備をさせる安全管理の方法書の作成と提出を求めるものでございます。知事に届けられました情報につきましては、環境リスクを低減する場合に役立つよう、環境への排出量等を区市町村別に毎年公表することとされております。なお、特定化学物質の環境への排出量の把握等、及び管理の改善に関する法律、いわゆるPRTR法でございますけれども、この法律に基づく政令内容等の動向を踏まえながら検討していくことにしております。

11ページをご覧いただきたいと存じます。

4点目の自動車公害対策に係る措置でございます。現行条例における自動車排出ガスの抑制、あるいは低公害車の普及など関係者の努力義務の規定に加えまして、自動車使用に関係するものに対し5点ほど掲げてございます。

まず、1)でございますが、国の排出ガス規制より厳しい基準の東京都独自の低公害車指定制度を設けまして、税制上の優遇など必要な誘導措置を講じることでございます。

続きまして2)の低公害車への転換の促進でございます。ここでは3つほどございます。まず、自動車販売業者に対する低公害車の販売実績の報告を義務づけること。2つ目に、自動車購入予定者に対する排出ガス値、あるいは走行時の騒音値などの環境情報の周知義務を課すこと。3つ目に、一定台数以上の自動車を使用、保有する事業者に対する一定比率の指定低公害車の導入計画の策定と実績報告の義務を課すことでございます。

次のページになりますが、3)といたしまして、自動車から排出される窒素酸化物・浮遊粒子状物質等の抑制の仕組みでございます。これは一定台数を使用する事業者に対しまして、一定比率の低公害車の導入、走行量の削減等を示しました「自動車使用管理計画書」の作成と提出を義務づけることとされております。

さらに4)といたしまして、アイドリング・ストップの義務づけを述べております。運転者に対する原動機の停止の義務づけとともに、駐車場などの管理者に対しまして、その施設利用者への周知の義務づけ、及びアイドリング常習者に対するファクスなどの通報制度を活用した指導の徹底を図っていくものでございます。

最後に5)といたしまして、自動車走行の制限でございます。都の独自の排出基準を設けまして、排出ガス低減装置の設置など一定基準を満たさない自動車につきましては、一定地域での使用を制限する必

要があるとされております。

続きまして、13ページをご覧いただきたいと存じます。5点目の土壌汚染対策にかかわる措置でございます。土壌汚染につきましては、現在、法律の規制がない状況でございます。ここでは有害物質を扱う事業者に対しまして、土壌汚染の禁止規定を設けるとともに、必要な汚染防止措置を義務づける規定を設けることとされております。また、当該事業所が、事業の廃止や土地の改変等を行う場合、または土壌汚染のおそれがある場合には土壌調査を義務づけることとしております。その結果、土壌汚染が認められました場合には、浄化のための計画を作成し知事に報告することや、適正な処理を求めていくこととしております。また、知事は、必要な指導、助言を行うこととしております。

さらに、過去の汚染に対しまして、一定規模以上の面積を有する土地を開発する者に、土壌汚染のおそれの有無について調査をし、知事に報告することを義務づけることといたしております。また、土壌汚染のおそれがある場合がございますが、土壌調査を義務づけ、汚染が認められましたときには、知事は必要に応じまして、開発者に対して周辺環境への汚染の拡散を防ぐための適切な対策を求めていくとされております。

14ページをご覧いただきたいと存じます。6点目の地下水汚染対策に係る措置でございます。有害物質を扱う事業者に対しまして、地下水汚染の禁止と必要な防止措置を義務づけますとともに、汚染のおそれがある場合には、汚染状況調査を命じるとともに、汚染が認められた場合には、汚染原因者に対しまして、浄化のための計画の作成と提出とともに、適正な処理を求めていくとされております。

続きまして、15ページをご覧いただきたいと存じます。7点目の小型焼却炉からのダイオキシン類の排出規制についてでございます。第1に、大気汚染防止法等の対象とされておりません火格子面積0.5m²以上2m²未満の小型焼却炉につきましては、ダイオキシン類の濃度による排出規制を行うというものでございます。第2に、それ以外の火格子面積0.5m²未満のものにつきましては、原則として焼却禁止を求めていくことを検討すべきとされております。なお、今後、ダイオキシン類対策特別措置法の動向を踏まえながら、検討していく必要があると述べられております。

16ページをご覧いただきたいと存じます。8点目の都の事業者・消費者としての立場から率先して行動する責務と都民を支援する制度でございます。環境優先の社会・経済システムを実現していくために、まず、都内最大の需要者である東京都に対して、グリーン調達、グリーン配送、建設あるいは建築工事等の仕様のグリーン化など、環境配慮の率先行動を求めていく根拠となる責務規定を都民に明らかにすべきであるとされております。さらに、環境情報の提供等、都民や地域の環境保全活動を支援するための専門的な相談や技術的な援助などができる制度を設けるべきであるとされております。

9点目の新たな環境管理者制度の創設でございます。現行条例におきましては、公害を発生する可能

性の高い工場を対象に、公害防止の作業の方法、施設の維持等について監督を行わせておりますが、都が認定する公害防止管理者を選任・届け出させる制度の規定があるものの、必ずしも今日的な環境問題や、現在の社会的・経済的な状況に適した制度にはなっておりません。このため、新たに環境管理者制度を創設しまして、公害防止管理者制度がこれまで果たしてきた役割や経緯を基本的に継承いたしますとともに、新たに「自動車使用管理関係」「化学物質管理関係」「地球温暖化関係」の3分野を新設すべきでないかとされております。

続きまして、18ページをご覧いただきたいと存じます。第4の「これまでの規制の見直し事項と内容」でございます。これまでの公害規制手法につきましては、原則的にこれを継承することといたしますけれども、現在の環境の状況、産業実態、公害防止技術の進歩などの社会・経済的状況の変化を踏まえまして、1点目では、工場・指定作業場の範囲の見直しをすべきとしております。また2点目といたしまして規制基準の強化等につきまして、第1に、ばい煙施設に対する窒素酸化物規制の導入、低NO_x 燃焼機器の普及促進、大気汚染物質の対象及びその規制基準値の充実・強化、炭化水素規制の対象の拡大といった大気汚染に関するものでございます。

第2に、工場規制を相対値規制から絶対値規制に変更し、また、深夜営業等の一律的な規制規定の変更、改善命令など行政措置の発令要件の変更、生活騒音への対応といった騒音振動に関することが述べられております。

第3に、水質汚濁有害物質の対象及びその規制基準値の充実・強化と、公共用水域に排出される建設工事からの排水の規制、小型船舶からの排出污水への対応、生活排水への対応といった水質汚濁に関することが述べられております。

さらに第4といたしまして、地下水揚水規制の強化、地下水かん養のための制度の検討といたしました地下水保全に関することが述べられております。

最後に、22ページをご覧いただきたいと存じます。第5といたしまして、「新条例の名称」でございます。公害の防止とともに、都民の生活環境の保全のための責務と仕組みを規定する新条例の内容にふさわしい条例の名称として変更していくことが述べられております。なお、23ページ以降には、本文の最後にそれぞれの仕組みの概略図が示されております。環境負荷低減、化学物質対策、自動車公害対策、土壌汚染対策、地下水汚染対策の仕組みの概略図を載せております。

恐縮ですが、続きまして、資料3をご覧いただきたいと存じます。資料3、「東京都公害防止条例の改正について(中間のまとめ)に関する都民意見の聴取について」でございます。この資料3についてご説明をさせていただきます。

中間のまとめにつきまして、広く都民の意見を聴取し、最終答申に反映させるため、審議会による意見聴取を行うこととしております。聴取の方法には2つございます。1点目は、審議会の特別部会委員によります、直接都民からの意見を聴く会を開催するというものでございます。お手元資料にあります、会場は新宿及び国分寺の2カ所を予定をいたしております。2点目は、郵送、ファクス、電子メールによりまして都民意見の聴取をするものでございます。期間は11月30日までといたしております。これらの周知方法につきましては、インターネット、また東京都広報の11月号を通じまして周知をいたすこととしております。以上、大変駆け足で雑駁な説明となりましたが、条例改正にかかわります中間のまとめ（案）と都民意見の聴取につきましての説明を終わらせていただきます。

【磯部部会長】 私から最後に補足ですが、先ほども説明ございましたけれども、22ページの新条例の名称ですが、本来ならば、公害防止条例にかわる新しい条例の名称を提案するところまで行きたかったんですけども、考えてみますと、なかなかこれと決めにくいといいますか、まだ議論が必要かなと思ひまして、既に環境基本条例があり、自然環境保護条例があり、今度は「公害防止」というよりは「環境保全」という言葉が表に出るんだろうと思ひますけれども、例えば都民にとって「環境保全条例」と「自然環境保護条例」との違いとかわかりやすいだろうなどということも考えますと、なかなかこれと決めてほしいので、今の段階では22ページのような記述にとどまっている。今後は都民のご意見なども伺った上で、最終まとめまでに整理していきたいと思っております。

資料3のほうも、今ご説明のあったとおりですけれども、これはぜひ、先ほどの本文に箱書きで示されていたその他の意見などに関しましても、いろいろなお意見が出てくるんだろうと思ひますので、そういうものを我々、この意見を聴く会のほうでは直接に伺った上で、可能ならば、若干の意見交換もして、そういうことを極力、最終答申までには反映できるように努めてまいりたいと考えている次第です。

以上でご報告を終わります。

【横山会長】 それでは、今、磯部部会長及び高橋部長のほうから、この中間のまとめについて全体的にまた個別적으로ご説明をいただきました。ありがとうございます。

それでは、これから各委員からご質問またご意見をいただきたいと思ひます。よろしくご発言のほどお願いいたします。

【太田委員】 太田ですけれども、ちょっと質問させていただきたいんですが、自動車交通との関係は、非常に重要ということで強調されているのはいいと思ひますが、一つは、特に交通規制ですか、そのときの対応というのは、この条例とどういう関係にあるのか。と申しますのは、昨年、パリなんかでもありましたが、自動車を途中でとめなきゃいかんということは事前に、前日に予報されたというケースですね。当然、東京にもそういったものに対する対策が70年代にあったと思ひますが、その関係の条例とこちらとの関

係はどうなっているのかということが1点。

もう一つ、自動車関係では、その他意見にございましたが、経済的措置としてのロードプライシングというのが今後かなり重要な役割を占めるかと思えます。その場合、そういったものを組み込める、これまではいろいろ国との関係等ございますけれども、そういったものが出てきたときに、積極的にその可能性を東京都としても検討できる、そういう余地をぜひ残しておいてほしいと思えます。それが本当に適切かどうか、その他いろいろご意見あるかと思えますが、少なくともそういう種類のことは、そろそろ検討しなくてはいけないだろうと思っております。

それから、事業者単位での交通からいいますと、いろいろな削減計画、そういうものを合わせたグリーンコンピュータープランとか、いろいろな動きが海外でございますけれども、少なくとも事業者が、いろいろ実際に自分たちに関連する職員からお客さん、あるいは配送、これは自分の車を使ったり、人の車で配送してきたり、そういうものを総合的に把握するような、交通管理計画的なものが私は非常に重要かと思えますが、環境管理者制度ということで新たにご提案があつて、自動車関係もそういうことということなんです、これはあくまでも持っている自分の車のことだけだろうと思えます。何かそういった点も含めた議論をぜひしていただければと思います。

以上、3点にわたりましたけれども、意見と質問ということでお願いします。

【横山会長】 ありがとうございます。自動車に関しましては、先ほど基本的な考えは詳しくご説明いただいたと思えますが、今、3点ばかり突っ込んだ具体的な対応、経済的な問題も含めましてご質問であつたと思えますが、事務局のほうからひとつご答弁になりますか。

【松葉大気保全部長】 大気保全部の松葉でございます。交通規制と条例の関係でございますが、パリなんかで、高濃度汚染時について交通規制が行われているのは承知しておるわけでございます。この条例の検討の中では、高濃度汚染の予測、それから対応につきまして、東京都として対応が可能かどうかも含めて検討はしたところでございますが、中間のまとめの段階では、十分な検討はしておりません。それから、2点目のロードプライシングでございますが、この条例の中でどう対応するかどうかでございますが、現在、ロードプライシングにつきましては、太田先生が座長で、TDMの検討会の中で検討を進めていただいております。この検討の結果によりまして、何らかの条例などの対応が必要であれば、別途その措置についても検討を進めていきたいと考えております。この条例の改正の中では、現在は想定をしてございません。

それから、事業者についての交通管理計画などの制度につきましても、確におっしゃることは十分我々としても必要と考えてございます。現段階で、TDMのいろいろな施策の中で検討されておりますの

で、今回の条例の中で直接規制を盛り込んでいくとは現段階では考えてございません。

以上でございます。

【横山会長】 ありがとうございます。太田委員のほう、よろしいでしょうか。

【太田委員】 今、お話がございましたように、TDMのほうで、幾つかそういった観点は議論を進めているところですが、少なくともこの条例の中にもそういったもの、交通だけではなくて、いろいろなところで、そういう経済的な問題、規制、抑制策ですか、あるいはそこで経済的な誘導という措置が出てくると思いますが、そういうものが一般論として、そういうことも検討の対象、条例の中でそれぞれの個別の状況によって十分あり得るんだということが読める形が私は望ましいということで、ぜひ検討していただければと思っております。

以上です。

【磯部部会長】 ちょっとよろしいですか。先生のご意見、よくわかりました。部会でも、条例とか法律の条文の中には、権利義務にかかわるような条例事項、法律事項に関することだけに限定して書くべきだという考え方と、もっと広い、今、先生がご指摘のような、いろいろな努力義務を課したり、管理的なこととか、要するにプラスアルファのことも書いてもいいんだという考え方もあるれば、そういうのはあまり条例マターではないんじゃないかという考え方もあるのはあって、まだ整理がついていないところもございますけれども、基本的にはきちっと規制しなきゃならんところは条例にきちんと書こうと。

それで、東京都の自動車公害問題が十分対応できるかとは到底考えられないのであって、今、別途、TDMもありますし、ほかの東京ルールに関する議論などもしていることはご存じのとおりなんですけれども、そういったものを包括的に東京都として政策として示していくということになるんだろうと思います。

【横山会長】 ありがとうございます。こんなところでもって、一応この問題は次に進めさせていただきますけれども、ほかにご意見ございますでしょうか。

【原科委員】 東京工大の原科でございます。今、その他の意見ということでご紹介があったんですが、まず確認させていただきたいのは、部会長おっしゃったように、これはこれから今後とも検討して、ひょっとしたら最終報告にも反映される可能性があると考えてよろしいですね。そういうことで理解します。

そこで、私、前回の特別部会に、これは私だけじゃなくて、大学のメンバーみんな、後期の授業が始まりましたので、ちょうど開講日だったので参加できなかったのも、メモを事前に送っておきました。そこで申し上げた点がございますので、それがどういうぐあいになったかをお聞きしたいと思います。私が申し上げ

げたのは、環境容量のことなんです、今、太田先生のご発言があったこととかなり関係があると思えますけれども、要するに東京の都市活動が相当高い水準であるということですね。自動車交通がその一つの典型的な指標になりますけれども、そういうことで、そういった環境容量という概念を、今回の視点ぐらゐに明確に入れておいたほうがいいんじゃないかということをお願いしたんです。そういう意見を申し上げました。

それは、先ほど部会長もおっしゃったように、従来の規制型の行政ではなじめないものがある。むしろ相対比較していくような話がございますね。これまでの規制型のものは、多くは健康影響とか、個人の健康に対する影響ということでやってきたんですが、しかし、そういったものが地域の環境全体の負荷を高めるというのは、もちろん身体影響、健康影響がございますが、それだけではないんですね、地球温暖化なんていう問題はですね。そういった環境への負荷を高めているんだ。そうしますと、その負荷をいかに軽減するかという場合には、東京都全体、地域全体での環境負荷はどの程度まで可能かですね、これが環境容量ですね。

そういう観点を、この新しい公害防止条例、改善すると、「生活環境」とか、いろいろなタームになるかと思いますが、そういう観点を一回盛り込んでおかないと、ほかのいろいろな条例の中の個別の政策がうまく展開していかないような感じがするんですね。ですから、そういった視点といいますか、理念というものを最初にきちんと出しておくことが必要だと思います。残念ながら、その他の意見に私のが残っていないので消えてしまったようなんですが、ぜひこういった観点を、この先、私は盛り込んでいただきたいと思っています。

ただ、個別の対応に関しましては、お手元の資料1、第3章の「新たに規定する事項と内容」の1番目の環境負荷の低減を求めることの制度化というところの9ページです。その他の意見の中に、私の書きましたことをまとめていただきまして、点の4つ目ですが、「一定地域の開発については、施設ごとの単体を対象にするだけでなく、その地域の土地利用計画も含めた総合的な環境配慮を求めるべきである。これに際しては、地域の環境容量に限界があることを認識する必要があり、今後は、都市活動と環境容量とのバランスを図っていくべきである」という、これをまとめていただいたんですが、このことを視点にもきちんと書いておくということがまた必要だと思うんですね。これは今後また、これは中間報告ということでございますので、検討する時間があると思っておりますけれども、そういった点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

【磯部部会長】 今、原科先生のご指摘くださった9ページの、とりあえず四角の中に「環境容量」というタームが書きとめられております。環境管理行政、そういうものを包括に真っ向から考えていけば、今、ご主張のような環境容量という発想がベーシックなところへ出てこなければいけないというのはおっしゃるとおりだと思うんですが、同時に、今回のこの条例改正という作業は、極めてリアリスティックな視点に立つ必要があるだろうということで、じゃ、現実には何ができるかということを中心とすると、これはまだ公害

防止条例の、先ほど太田先生のご質問にお答えしたのと同じことなんですけれども、とりあえず、条例事項として盛り込めるだけの具体性に達していないじゃないか。むしろ環境基本計画とか、ああいうものを見直しの中で、そういうものが次第次第に都民の意識の中にも定着して行って、次のステップを展望するほうがリアリスティックではないのかなというのが、私の個人的な見解でございます。でも、最終答申の中で、もう一回議論の余地は十分あると思います。

【横山会長】 ある意味では蛇足ですけども、都の環境基本計画では、環境というものは有限であるという認識のもとに進められていると私は理解しております。環境容量という形で、ある意味でも定量的な概念までには行っておりませんが、あくまでもこれは有限であると認識されて、すべての環境行動を考えるというスタイルになっていると私は理解しておりますが。

ほかにご質問ございますか。

【松尾委員】 今回の考え方で、新たに、いわゆる典型7公害を超えて生活環境というんでしょうか、そういう分野まで入っていきこうとされているのは非常に結構だろうと思います。そこで問題なんです、最後の名前にもかかわるんですが、生活環境と言ったときは対象が随分広がってくるように思うんですね。そこで、どこまでこの中に書き込めるかよくわからないんですが、私は、たまたま今、環境審査会というんですか、いろいろな苦情が出てくるのにかかわっていて少し感じていることは、生活騒音というのが出ていましたが、上のをフローリングに変えたらうるさくてどうだとか、隣のうちの何とかとか、小さいラーメン屋さんのおいがあってしょうがないとか、公害とは、従来のいわゆる典型7公害では入らないような範疇のいろいろな問題が非常に起きているように思うんですね。

そういう問題をこの条例が扱う範囲なのかどうかはよくわからないんですが、実際の区の担当者の方のレベルで私が想像しますに、従来の枠を超えているある種の環境にかかわる問題が非常に増えてきているのではないかと思います、それが生活騒音だけでもないし、名前がもし「生活環境保全条例」となると、その辺をどこまで広げて考えておくかというのは非常に重要な範囲になるんじゃないかと思っていて、その感想といいますか、新たに規定する事項と内容と、第3章のところをどう分類されるかですね。しかし、またそれを具体的に対応すると、それこそ、昔だったら大家さんが出て行って何とかと、こういう部分まで今いわゆる行政側が対応しなきゃいけないようになってきて、しかも、それがかなり深刻な問題にまで、裁判問題とかにもなっているような状況があるように思えるんですが、そういう問題をこの中でどう考えていかれるかというのは一つ問題があるかなと思います。

それからもう一つは「誘導的手法」という、非常に結構な言葉ではありますけれども、じゃ、具体的にどうするのが案としても出せるのかというのが、これもいろいろな意味でまだ議論が多過ぎる部分があるんじゃないかと思うんですけども、税金、環境税みたいな話とか、また、CO2の炭素税みたいな話とか、ある種の補助金的なものでいくのかとか、その辺、国のほうでもまだ具体的な対応が出ていないと思う

んですが、そういう意味で従来の国の行政をリードしてきた自治体の環境保全、こういう条例の枠組みの中で何かもしそういう案があったら、出せるのであれば、それまた非常に先駆的なものになるんじゃないかと思ひまして。

以上、ちょっと感想ですが、2点申し上げました。

【磯部委員長】 ありがとうございます。1点目の近隣迷惑型というような些細な、しかし、当事者にとってみればすごく深刻な公害問題というのが当然重要だと思いますけれども、確かにこの議論では、新たに地球環境問題とか、わりと大き目の話、そっちへ力点があったものですから、その点が抜けているような感じもしますが、申し上げれば、そういうのはまさに基礎的自治体として、今度、都区制度関係の改正もごさいますので、区市町村の第一義的な役割というものをぜひ活性化していただきたい。これまでもやってきていただいているんでしょうけれども、なおさらやっていただきたい、苦情処理制度なんかも含めてですね。それを応援できるような仕組みがあつてしかるべきだろうということで、6ページの7の区市町村の定める条例との関係。これはさらつと書いていますけれども、法律的に言うと、案外難しい、面倒くさい問題を内在させているのですけれども、しかし、よくありがちな都の条例にちょっと抵触するようなこの条例は困るとか、そういうケチな条件ではいかに、市町村がやりやすいように、きちんとやれるようにサポートするという立場で都の条例はいこうということで考えております。一応仕組みとしては対応できるんじゃないかなと考えております。

それから、誘導的な手法のほうも、いろいろな創意工夫段階でして、一つまとまったもの、固まったものにはなっていないのですけれども、とにかく従来は規制か規制でないかで、規制でないとなると、単なる指導、単なる事実的なことというだけになってしまうわけですね、法の世界では。しかし、そうではなくて、きちんと目標を、知事の方針に従つて計画をつくつてもらつて、それを自主的に管理してもらつて、それをみんなが見ている。その情報も公表されなきゃならない。うまくいけばご褒美があり、うまくいかないと、何らかのマイナスのインセンティブが働くというような仕組みを一つ一つ個別にとらえちゃうと、それは規制じゃないですねということになってしまうんですけれども、トータルにシステムとして組み立てたりというふうにごさいまして、そこに新しさがあるつもりなんですけれども、これは個別の事柄の特質にも対応しなければなりませんので、まだいかにもイメージが具体的でない、具体性に欠ける、あるいは完成度がまだ足りないことは認めざるを得ないんですけれども、しかし、重要な一歩を踏み出しているという気はしておる次第でございまして。

【高橋環境管理部長】 ただいまのご意見に絡みまして、この中間のまとめ(案)の中で一つの例でございまして、19ページの2)騒音・振動に関すること、その中の4)でございまして、生活騒音への対応ということで触れられております。委員ご指摘のところすべて入っているというわけではないかもしれませんが、部会の中におきまして、この従来型の、いわゆる工場、指定作業場に対する規制とは別に、委員のお話のように、生活型の社会周辺への環境負荷というのがあつたわけでごさいまして、その辺、

どのように対応していったらいいのかというのを、この生活騒音につきましては分析して、一応ここに言及をしているところでございます。

以上でございます。

【横山会長】 ありがとうございます。じゃ、山本委員のほうから。

【山本委員】今回の公害防止条例の全面改正ということで、先ほど30年ぶりというお話があったんですけども、考えてみますと、環境基本条例がつけられたときに、かなりの改正になったんだと思うんですね。今回のものを拝見させていただきまして、今、環境が危機的な状況にあるんだという指摘は本当にそのとおりだと思いますし、環境ホルモンですとか、新しい環境被害なんかの問題を考えていきますと、本当にこの範囲の拡大の問題というのはしていかななくちゃいけない課題だと思います。

ですが、同時に、公害の様相が、発生源がはっきりした産業型から、被害者・加害者が区別しにくい都市生活型に変化をしたんだと。規制中心の対応では応じ切れなくなったんだというのには、私、若干疑問を感じている部分がございます。確かに固定排出源としての工場などからの公害というのはかなり減ったとは思いますが、現実上は、自動車排ガスなども含めまして、排出源が移動性のものに変ったという点ではないかと思うんです。特に流通が全体としてトラックに移行いたしましたから、そういうこともあってディーゼル車が増加をする、それが今日の状況を招いているわけですが、最近、知事が大気汚染、特にNO_x や浮遊粒子状物質の問題で、このディーゼルの規制を打ち出されましかれども、こういうことを考えますと、規制の手法というのは今日でも有効だし、きちんとした対応をしていかななくちゃいけないんじゃないかとも思うんです。

特に自動車排ガスの問題で、都民が自動車を使っていますから、便利さを享受しているんだ、そのリスクなんだという見方もあろうかとは思いますが、同時に、今現在の流れを見ると、流通のあり方もそうですし、それから、大量消費、大量廃棄という、こういう社会経済の動向そのものが現実には、産業の利益ということが上に置かれている形で、今の事態が起きているのではないかと私は感じております。

特にディーゼルの問題でちょっと考えてみますと、例えば経済的に見ると、ガソリンよりも軽油のほうが安いと税制上もなっている。こういうところから、結局、それじゃ、安いほうに行こうかという状況がつけられて、都民のほうで何とか公害を低減したいと思っても、努力したくても、財布と相談をすると努力できないというような状況がつけられている部分もあると思うんです。そうなりますと、ある面では努力したいという、都民にとっては選択肢を奪われている部分。そういうことを考えますと、自動車メーカーですとか、それから石油関係のメーカーの責任とは、ちょっと次元が違う問題がそこにはあるのではないかと思います。

この間、ダイオキシンの問題で、塩ビが原因かどうかの論争はずっとあったんですけども、この点でも、

最近、次々と塩ビ製品をやめましょうという流れが出てきて、最近、電車の中張り広告で「塩ビを使いません」というのが今ずっと出ておりますけれども、そういうような流れを見ますと、本気になって企業が取り組めば、かなりの技術があつて、物事を解決する能力はあるなと思っております、考えてみると、現行の54条の第2項の中で、これは自動車の製造ですけれども、「必要がある場合には、知事が自動車等から発生する騒音及び排ガスを低減させるための構造または装置の改善について要請するものとする」、こういう規定がございます。これはここ20年来、ほとんど発動されていないと思うんですけれども、こうしたものをもっとほかの分野にも広げていくようなことが必要ではないかと思ひます。

それから、最初に申し上げたとおり、これ、2回目の大幅改定だと私は認識をしておりますけれども、前回のときの改定で考えますと、それまでであった前文の中で、公害の社会災害としての位置づけですとか、それから、特に公害の防止絶滅のために最大限の義務を東京都が負っているんだという規定でありますとか、こうした前文の大事な部分が削られてしまったと私は認識をしております。環境基本条例のほうには、それが全部移ったわけではなかったと思うんです。

そういうことを考えてみますと、その中でも、特にこれまで平成6年の段階での改正のときには、今まで公害防止条例の中などで義務規定になっていた事項でも、努力規定に後退したものなんかも現実にあつたわけですから、そういう点なんかも含めまして、今日、事態が深刻になったものの中には、やはり規制的な手法が後退したということによるものもあるのではないかと、こう思ひます。

そうした意味で、ぜひ1994年(平成6年)の改正で削除をされたあの前文について、もう一回復活をさせる。本当にそういう位置づけをする必要があるのではないかと。このように考えているんですけれども、ぜひご専門の先生方のご意見をお伺ひしたいということをお願い申し上げます。

【横山会長】 今、山本委員のほうからご発言がございまして、規制に対する対応の問題と、それから以前の公害防止条例の前文等に含まれていた、いわゆる都の対応がゆるんできているのではないかと、いご意見をいただいたかと思ひます。

【磯部部会長】 とりあえず私から、今ご指摘のことは、また部会、分科会に伝えたいと思ひますけれども、規制的手法だけでは足りないんだという表現が、規制的手法はもう要らないんだという意味でないことは先ほどご説明でも申し上げたつもりで、そこは全くご心配は要らないと思ひます。

ただし、先ほどもちょっとそういう言葉を使ひましたけれども、基本的にリアリスティックに考えよう。現実には、例えば規制的な仕組みは残つていても、あるんだけれども、使われていないものとか、そういうものは何かそれなりの理由があるんじゃないか。だったら、使える制度にしようとか、そういうような観点からの検討はしたつもりです。もちろん膨大な内容ですから、すべてにわたつて議論を尽くしたと言ひ切れないのは残念なんですけれども、しかし、そういう意味では、法的な仕組みとしては非常によくできていて、強

い権限が書いてあるんだけど、強過ぎて現実に使えないというのは、それをもっと使いやすくするという改善は、見方によっては規制として何か後退したかのように見えるんですけども、現実にはそれで使えるようになって、ほぼ法目的が達せられるのならば、これは改善であるとも言えると思うんですね。この辺は意見はもちろん分かれることはあり得るし、それはオープンに大いに議論すべきだろうと思うんですけども、例えば今、具体的にこれと、私、ちょっと頭に浮かばないんですけども、そういうような考え方をとってきたということは確かだろうと思います。

前文の件も、同様のリアリスティックな観点からしますと、環境基本条例を今議論しているわけではなくて、現実に使える、しかも、条例として必要にして十分な事項をきちっと書いてある条例というものとして改正しようという視点からすると、前文の問題を議論しなかったのは事実なんですけれども、まあ、そういう趣旨であると、とりあえず私からお答え申し上げます。

【高橋環境管理部長】 ただいま前文の関係のお話をちょうだいしておるんですけども、前文についてのご意見というのはいろいろあるかと思いますが。ただ、先ほど委員のほうからお話がありましたように、環境基本条例がつけられた時に、それに合わせて公害防止条例の改正がなされております。その際に委員ご指摘のとおり、公害防止条例の前文、これは3つの原則が挙がっておりました。そちらのほうは公害防止条例のほうからは削除されておりますが、環境基本条例のほうに前文が置かれておまして、そちらのほうに3つほどの表現が取り入れられていると理解しております。それが第1点でございます。

もう1点、先ほど委員のほうから、現行条例の条文で54条を例にとられまして、国とかメーカー等にいろいろ働きかけるべきじゃないかというお話がありました。私ども、国とかメーカー等に対しましていろいろな機会がございますので、会議の機会とか、メーカーのところへ出向くとか、接触するときもございまして、国のほうへ出向くときもありますので、そういう機会をとらえながら、いろいろよりよい装置の開発とか、国に対してもそういう装置の開発の促進などにつきましても、いろいろお願いをしてきているところでございまして、委員ご指摘のとおり、今後ともそういう努力は継続して、より改善に向けて頑張っていきたい、このように考えております。

【田中(勝)委員】 公衆衛生の田中です。非常によくできていると思いますが、感想を交えて話したいと思います。1点は、15ページぐらいのところにありましたダイオキシンで小さい焼却炉は全面廃止すべき、こういうような規制がございます。これを考えてみますと、ダイオキシンの発生には効果があると今は思われていますが、一方では、プラントメーカーは、小さい炉でもダイオキシンは十分対応できる炉がもうできているんだ、こういうような技術の開発がある。

それからもう一つは、そういう規制をすることによって、じゃ、その廃棄物は一体どういう処理になるんだろう。もっとダイオキシンの発生増加につながらないだろうか、不適正な処理のほうに行かないだろうか。そういう意味では東京都が持っている施設を使うとか、そういう役割があるんじゃないか。そういうことを考

えてみますと、生活環境保全によいことだと思ったことが、必ずしも効果が上がらないということが最近つくづくいろいろな面で見られるわけです。望ましいと思うことは技術の開発とともに、今はまずいと思ったのが、場合によっては技術の開発とともに施策を転換する必要がある。ダイナミックに対応できるような仕組みにしておくべきではないかなという気がします。しかも、その環境負荷の削減のためにエネルギーを消費する。こういうトレードオフがあって、エネルギーをより消費するところでは、そのほうをトータルで見れば、必ずしも環境負荷は少なくならないということが多々ある。こういうようなことから、内容を頻繁に定期的に見直すということが一つ。

それからもう一つは、いろいろなセクターが、立場の人が、この内容がおかしいとか、もっといい方法があったら提案をして、そしてその提案を聞く、評価する、そしてそれをいいものはどんどん取り入れる、こういう仕組み。それから、今度は規制なり仕組みによって、どういう効果があったという評価をすることが求められるのではないかなと思うんです。その評価方法もまだ確立されていない中で、例えばLCAとか、あるいは科学的なデータに基づくリスク・アセスメントに基づくマネージメント。こういったことがいろいろ指摘されているので、そういうほうも、都の研究機関で継続的にやり、事例研究をやり、その結果を報告し、それを評価をして、やったことがほんとうに効果があったということをフォローするというのをぜひやっていただければ、規制、規制で、まだいろいろなところでもっと廃止すべきとか、事業者から見れば、どの程度までやれば環境負荷は十分なのかという、そういうところがなくて、限りなく環境負荷がゼロに向かって行っている。そのかわりに、費用やエネルギーは使っていてトータルではよくない。部分的にはあるかもしれません。それがそうならないような仕組みが必要ではないかなと、そんな感想を持ちました。

【横山会長】 ありがとうございます。

【磯部部会長】 一言だけにしますが、先生おっしゃったような議論、ほぼ全メンバーが共有していたと思います。それで、そういうふうにやりたいと思いますが、あえて弁解じみですが、従来の行政の仕組みの中には、暫定的にこれがよさそうだからこれをやってくれと。しかし、見直すと、実は逆の結論になるのかもしれない。けれども、まあ、とにかくやってくれというような言い方というのはないわけですし、基本的にこれは正しいことを、いわば規制をしてということでやってきたわけですね。しかし、それは事柄の性質から言って今後は変えていかなきゃいかん。定期的に見直しも必要だろうし、いろいろな提案も柔軟に聞いて、規制の仕組みを、あるいは数値等を変えていく、方法も変えていくというような柔軟性を持つべきだろうと思います。だけど、急にはなかなかできなくて、そういう問題意識を持ちながらも、今回のまとめ(案)にはおよそ反映できていないのが残念ですけれども、それだけ従来の法制度的常識からいうと、そこはなかなか難しいことも事実なんです。

【横山会長】 これも蛇足ですけども、本日の検討に当たっての視点の一番最後に、社会・経済的状況の変化や環境汚染の状況を見て、弾力的かつ機動的に対処するよというのを述べておりますことを、これは分科会のほうの報告でこのようなお話があったということでございます。

【田中(晃)委員】東京都議会は、環境問題、公害対策について、全党が一致をして、積極的に推進するものにつきましては、意見書という形で決議をし、国あるいは東京都に強くその推進方を要請をしている意見書決議というのがあるわけです。この直近では、今年に入りまして、都市気候について意見書を挙げさせていただきました。ご承知のように、この地球の温暖化のスピードの10倍で、大都市、特にこの東京は都市気候の変化が進んできているわけです。しかし、この地球の温暖化については、都民全体に、あるいはすべての市民の方々に浸透しているように思うんですが、残念ながら、この都市気候、ヒートアイランド現象については、都民に十分に伝わっていないのが現状ではないか。しかし、2000年の来世紀に入りますと、おそらく2030年ぐらいには、都市には、東京には人が住めない、そういう危機的な状況になっているということを私どもは痛感をしているわけです。

そこで、先ほどどなたかの先生からお話がありましたけれども、環境概念として、今回の公害防止条例の中に都市気候というものが表現されているのかどうかですね。そうして、こういう機会にぜひ都民の方々に、地球の温暖化もさることながら、都市気候というものの危機的な状況というものを私は知らしめるべきだ。幸いに、今回、公害防止条例の中間の答申は、5項目について積極的に進めておりますので、これが大きな効果を上げると思いますがまだまだ足りない点も私はあるように思っておりますので、こういった表現が環境概念として公害防止条例の改正の中に織り込んでおられるのかどうか、初めて出席をしたものですから、お尋ねをしたいと思っております。

【高橋環境管理部長】 ただいま、委員のほうから都市気候、特に地球温暖化のところのお話をちょうだいしたわけでございまして、審議会の部会、分科会の中におきましても、今ご指摘の点につきまして、いろいろご審議をちょうだいいたしました。8ページのところでございますけれども、新たに規定する事項と内容ということで、環境負荷の低減を求めることの制度化という中で、「事業所に対しまして」と書かれておりますけれども、いわゆる地球温暖化物質の排出抑制の必要性というのは、審議会の部会、分科会の中でも、その抑制の必要性が強く審議をされたところでございまして、このような抑制を図っていくために、自主的な環境負荷の低減を求めていく必要がある、というような結論を得ているところでございます。

そのために、上から7行目ぐらいでございますけれども、特に環境負荷の大きな事業所に対しましては、環境保全上の配慮を総合的にやっていただく。環境負荷の低減計画書というものを出すことを義務づけて、重点的に指導していこうとされておるところでございます。ちなみに23ページをちょっとご覧いただきますと、その仕組みの概略図をフローとして掲げてございます。環境負荷の低減を図っていくために、一定規模以上の事業所に対しましては、知事のほうで一定の指針を定めまして、それに基づいて事業者の方に低減のための計画書を出していただく。その中身としては、地球温暖化物質の削減、あるいはNOxの抑制等について記載をしていただきまして、知事のほうへ提出をしていただき、その内容について指導、助言をしていこう、このような仕組みが議論をされたところでございます。

以上でございます。

【磯部部会長】 「都市気候」とか、「ヒートアイランド」とか、そういう言葉もちゃんと盛り込んであったほうがわかりやすいんじゃないかと。もちろん現象としては当然念頭に置いておりましたけれども、わかりやすくしたいと思います。

【島田委員】 感想で申しわけないんですけども、今度、中間答申を含めて、先駆的な役割を果たすために基本的に改正をするんだという大項目があるようですけども、その先駆的な役割、「先駆的な」という場合に、中間答申はどのような意義をなすのかなと。そんなことを読ませていただいて感想を持ったんですけども、発生責任という問題について、今まではどちらかというと大企業とか、あるいは企業とかいう形。ダイオキシンを含めて、私どもも発生責任という責任もあるわけですね。今度、中間答申は、そういうことに対する考え方を明確に前文の中で位置づけをきちっとすることが大事ではないのかなというような感想を実は持って、まだ具体的なところまで検討は進んでいませんけれども、何かそんな感想を受けました。

以上です。

【横山会長】 今のご意見はありがたくちょうだいいたしまして、今後の検討に役立たせていただきます。

ほかにどうぞ。

【藤岡委員】 私は、8ページ以降の第3章、4章、5章について何点か意見を述べさせていただきます。

その前に、先ほど原科委員のほうから指摘がありましたように、その他の事項という中には、公害防止条例ということで重要な内容を含んでいるものが多数この中には出ていると思うんです。原科先生の指摘以外に、環境負荷の低減を求めることの制度化というところでは、すべての事業者、社会的な責任を明らかにするためにということで、計画を策定してもらおうじゃないかという中身のことが出ておると思っています。私は、これは至って当然のことではないかと思うわけですね。しかし、中小業者、零細業者、事業者にとりましては、このことが非常に困難な場合もあるかと思えます。そのときにこそ、東京都が指導、援助、支援をしていくということをやっていくことが必要ではないか、そういう指摘をしたいと思えます。

それから、化学物質の適正な管理と排出抑制についても、その他の意見ということで、貯蔵量についても報告をさせなさいという意見が出ておるんですけども、これはその事業者が化学物質の収支といい

ますか、どれだけ貯蔵して、どれだけ取り扱い、排出しているかということを住民の人たちに知らせていくという観点は非常に大切なことではないかなということで、こういうことも組み入れていただきたい。先ほどご説明がございましたけれども、最終答申の中にこれらが反映されることを強く要望をしておきます。

そして、11ページの自動車公害対策に係る措置についてというところでありますけれども、最初から2行目あたりですか、「自動車の使用に関係する者に対して」というくだりがございます。これを読んだ範囲では、自動車を販売または保有するいわゆる業者と一般のドライバーを、同列、同一視しているのではないかなと読み取れなくないんですね。それで、そういうことであるならば、ここでは明確に区別をしていくべきではないかなと私は思うんです。一般のドライバーというのは、環境負荷低減に対しての啓蒙・啓発の立場をとっていくのが望ましいのではないかと考えているわけでありまして。そして、業者については、当然のことながら、環境負荷低減を、計画書等についてもきちっと提出をさせていくということが必要ではないかと思っておるわけです。

それから、自動車公害対策について、自動車使用の制限についてという5)がございましてけれども、これは具体的に都内を幾つかのランク分けをいたしまして、乗り入れを禁止するとか、低公害車のみでの走行にするとか、あるいはディーゼル車のみ乗り入れを禁止をさせていくとか、今そういう規制を進めていくことが求められているんじゃないかと思うんですね。そして、せめて23区、都心について、ディーゼル車ですとか、それらの乗り入れを一定の時間帯を区切って規制していく必要も考えられるんじゃないか、必要ではないかなということ意見を持っております。

それから、15ページのダイオキシン排出規制についてというところでございましてけれども、ここでは小型焼却炉の排出規制のみを取り上げております。確かに大気汚染防止法とか、廃棄物処理法の対象外としてここに取り上げられているんだという説明はございましてけれども、ダイオキシンというのは焦眉の大問題にもなっているわけでありまして、したがって、小型焼却炉規制強化だけではいさか片手落ちではないのだろうか。都内での焼却禁止を含む焼却施設とか、処分場対策の抜本的な強化に加えて、いわゆる家庭用のラップとか、農業用のビニール、建材プラスチック、そういった塩化ビニール製品についても、ダイオキシンの要注意商品ですよというラベル表示をして、原因物質を使わないような対策をとっていくことも必要ではないかと思っております。

清掃工場が移管されるという状況が出てきているわけですがけれども、清掃工場の規制については、清掃条例との関連もございましょうけれども、広域的な環境保全、これを行っていくという立場からは、清掃条例や大気汚染防止法、廃棄物処理法等に依拠するというのではなくて、この公害防止条例についてもきちっと記述をして、二重、三重にダイオキシンの防止対策、これをとっていくことが必要ではないかと思っております。

それから、18ページ以降の規制基準の強化等についての中で、私は一つ、騒音、振動についての問

題で意見を述べさせていただきます。それは深夜営業等の一律的な規制についてということで、今度、営業の自由との関係で問題が起こることがあったりするので、一定の要件を満たした場合のみとする、一律規制を除外をしたとしてありますけれども、実は私の住んでいる保谷市なんですけれども、最近、深夜営業のディスカウントショップ、これが大変大きな社会問題になりました。このディスカウントショップは、住民との約束では11時が閉店だと言っておったんですけれども、1カ月経過した後に、午前3時まで延ばしたということがあったんですね。

当然のことながら、周辺住民の方々は、静かな眠りを返してくれということで、連日連夜、抗議行動を繰り返し、会社側と話しながら、東京都の大店審にも働きかけながら運動をやって、実は最近ですけれども、11時に繰り返すところまでこぎ着けたわけなんですけれども、こうした問題というのは、社会問題としても大変クローズアップされていると思うんです。テレビ、新聞等でも報道されましたので、たくさんの方がご存じだと思うんですね。

そういう中で、今後もこうしたことというのがいつ起こってもおかしくないという状況です。例えばスーパーマーケットなどが深夜営業を実施する。規制緩和の中でそういうことも聞いておるんですけれども、都民の安眠を妨害することのないように、現行条例の規制はきちんと残しておくべきではないかなと私は意見を持っております。

それからもう1点、騒音、振動については、最近ちょっと問題になってきているのではないのでしょうか。低周波対策に都独自の規制基準を設けたらどうなんだろう。その辺、ちょっと意見として述べておきます。

それから、最後の第5章、新条例の名称についてですけれども、この条例の名称というのは公害防止ということと、それから環境保全、この2つの理念が兼ね備わっているもので、東京都の公害防止条例が、そういうもつで大変評価をされ、そして歴史的にも大きな役割を果たしてきたんだということでもありますので、これをさらに発展、充実させていくためにも、新条例の名称については、「公害防止・環境保全条例」とするのが適切ではないのでしょうか、という意見を持っております。

以上でございます。

【横山会長】 藤岡委員のほうからは6点ばかり、事業所の環境負荷、それから化学物質対策、自動車公害防止、ダイオキシンの防止、規制基準、特に騒音に対して、最後に新条例の名称に関しまして、いろいろと貴重なご意見をいただいたと思います。ありがとうございました。

【原科委員】 先ほど田中勝先生、それから都議会の田中先生、お2人からありましたけれども、いろいろな現在のそういう環境の問題を考えると、私は基本的視点の中で、これは6ページの6番の項目

だと思いますが、行政手続の公正・明確化と実効性の確保でございます。おそらくこのところである程度対応していると思うんですね。ただ、そのときに必要なことの基本は、何といても、環境情報の公開なんですね。ですから、「情報公開」というキーワードはこのあたりに一緒に入れてこない、さっき田中議員がおっしゃったように、みんながあんまり現状を認識していないところがあるんですね。そういうことがあると思うんですが、これは大変重要なことだと思いますので、これは今後の検討で、ぜひ「情報公開」というキーワードは、特に環境情報について公開していくんだと。それこそ、行政のアカウントビリティを満たしていくんだということを明確にしておく必要があると思います。

それから、都市気候に関しておっしゃったので、実はきょう時間があれば、こういう東京の土地利用の写真を用意しておいたんですね。ちょっと時間があつたらと思ったので持ってまいっただけなんですけど、もしご関心があれば、これは東京の土地利用は厳しい状況というか、非常に密度が高いんですね。ですから、それで私は環境容量とか、さらに言うならば、環境容量の視点から言えば、成長管理的な視点を持ってこない、都市気候というのはまず解決しないですね。それはNO_x に関してもそうですけれども、自動車公害ですね。いろいろな点からいって、東京の場合には、ある程度全体をコントロールしていくこと、これを明確にこの公害防止条例の改正においても、最初のところでしっかりしておく必要があると思います。

【横山会長】 ありがとうございます。今の原科先生のほうから情報、特に環境情報の公開についてのご意見であったと思います。これも貴重なご意見だったと思いますので、受けとめさせていただきます。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【大塚委員】 個別的なことで恐縮でございますが、13ページ、14ページあたりに関することで1点意見と、多少の質問を申し上げたいと思います。前回、私、欠席いたしましたので、意見を一応申し上げておいたことの2つのうちの1つなんですけれども、土壤汚染と地下水汚染対策の浄化に関する要件の問題で、ちょっと細かい問題でございますが、例えば土壤汚染については、13ページの下から5行目あたり、地下水については14ページの下から3行目ということになりますが、前にもちょっと細かいので申し上げたことがあるんですけれども、地下水汚染については、現在、水質汚濁防止法の14条の3だと思いましたが、人の健康に被害が生じ、または生じるおそれがあると、これと同じ要件になっております。この要件のもとに、その浄化の命令ができるということになっております。しかし、現在、まだその命令が実際に出されたことはないということもありますし、健康被害の生じるおそれということになりますと、非常に限定されてきますので、非常に使いにくい条文になっているというのがわりと一般的な認識ではないかと思っております。

公害というのは、環境基本法においても、別に健康の被害のおそれだけではなくて、生活環境の被害のおそれであっても構わないということに一般的になっているので、別に土壤汚染とか、地下水汚染に

ついて、健康被害と限定する必要はない、生活環境被害でもいいんじゃないかと思うのですが、その点、少し要件を広げたほうがよいのではないかという意見を前から持っておりましたので、あるいはこの全体の意見にはもちろんならないのかもしれませんが、その他意見あたりに入れていただくと、大変ありがたいかなと思っております。前回、これは生活環境被害のおそれというのは入れるべきでないということでしたら、どうのご議論があったかということ、もしできたら教えていただきたいということでございます。

【横山会長】 事務局のほうでお願いいたします。

【岡田水質保全部長】 ご指摘のとおり、地下水汚染、土壌汚染に関しましては、人の健康に影響を及ぼすということでもって記述をさせていただいておるわけでございます。それから、水質汚濁防止法のほうでもご指摘のございましたように、人の健康ということに絞っての規制ということになっております。これは大きな環境ということから考えますと、人の生活環境、さらにはその生態系への影響と幅広く考えることも可能になるわけでございまして、今後の方向として、そういうことも含めて検討していかなければならないという認識を私どもは持っているわけでございますが、さはさりながら、一方で焦眉の問題ということで考えますと、人の健康に影響を及ぼすような、いろいろな有害化学物質による汚染というものへの対応というのが第一義的な課題になっているということも事実でございます。

したがって、今回の改正の中では、まず取り組むべき問題という形で、健康に関する影響ということを整理をしてはいかかかと事務局としては考えさせていただいたということでございます。また、今後の問題としては、幅広く検討してまいらなければならないと考えてございます。

以上でございます。

【横山会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

それでは、そろそろご質問、ご意見も十分にいただいたかと思えます。本日は各委員から非常にご熱心に、ご提案いたしました部会報告につきまして、基本的な問題から個別的な問題につき、広い範囲にわたりましてご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

本日いただきましたご意見は、先ほどご報告いたしましたように、近く都民との意見交換も行いますので、そこでいただきましたご意見共々、これから最終のまとめに向かいますの審議に十分に役立たせていただきたい、そのように思います。

私のほうで、まとめることができないほどたくさんのご意見をいただきましたので、これらを十分に部会のほうでも作業いたしまして、今申しましたように、今後の最終報告に向けての審議に役立たせていただき

たい。その上で、この中間まとめの中間報告に関しましては、本日いろいろご意見いただきまして、まだ不十分であるとは思いますが、一応中間のまとめとして、この部会報告を了承いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

特にご異議はないようでございます。

それでは、本日もご審議をいただきました公害防止条例改正のための中間報告、中間のまとめを、環境審議会として了承させていただきました。長い間のご審議、どうもありがとうございました。

それでは、これで今まとめをお認めいただきましたので、最後になりましたが、私のほうから簡単に一言お礼の言葉を申させていただきます。本日はご多忙中のところ、非常にたくさんの建設的なご意見を賜りまして、その上でこの公害防止条例改正のための中間のまとめをまとめさせていただくことができました。深く御礼申し上げます。特に改正特別部会の委員の方々には、精力的に、かつ掘り下げて都の環境公害問題を踏まえて、新しい公害防止条例がいかにあるべきかについてご討論いただきました。中でも、磯部部会長には、非常にご多忙中にもかかわらず、11回にも上ります分科会を開いていただきまして、委員の皆様方の積極的なご意見をくみ上げていただきまして、このようにご評価していただけるまとめの案をつくっていただきましたこと、改めて御礼申し上げるところでございます。

なお、本日もご了承いただきましたので、この審議会終了後、直ちにこれは都民に公表いたしまして、都民また関係各団体から、このまとめにつきましてのご意見をいただき、そして、本日、各委員からいただきましたご意見共々、最終答申、最終の報告の作成に向けて参考とさせていただくつもりでございます。

なお、東京都におかれましても、この中間のまとめにつきまして、広く都民また関係諸団体の方々にご承知いただきますように、そして広くご意見をいただきますように、いろいろな広報の方法につきまして、一段とご努力をしていただければ幸いです。

以上、簡単でございますけれども、私からの各委員へのお礼といたします。皆様方、本日もご多忙中のところ、まことにありがとうございました。これで私のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【齋藤環境保全局長】 ただいま、公害防止条例の改正案について、中間の取りまとめをしていただきました。私からも事務局を代表して、一言御礼を申し上げたいと思います。

この中間の取りまとめに当たりまして、委員の皆様方には、本年の3月以来、約6カ月余にわたりまして、大変ご熱心な討議をいただきました。まことにありがとうございました。改めて厚く御礼を申し上げたいと存じます。

ただいまご審議いただきましたように、この中間のまとめには、東京の環境問題を解決する上で、極めて重要な仕組みが数多く提言されております。都といたしましても、現在の環境の危機を乗り越え、良好な環境を将来の世代に継承していくために最大限の努力をしまいたいと考えております。ぜひ今後とも、委員の皆様方のご尽力を賜り、21世紀を見据えた条例改正が実現できますようお願い申し上げる次第でございます。

最後に、この中間のまとめに対して、より多くの都民や事業者の皆さんからご意見をいただけるよう、精いっぱい事務局としても工夫をしまいたい、また都民に広く周知をしまいたいと考えております。

どうもありがとうございました。

【横山会長】 本日の議事、もう一つ残っております。報告事項でございますけれども、それでは、都のほうから報告事項をよろしくご説明願います。

【井出助成指導部長】 助成指導部長の井出でございます。お疲れのところ、恐れ入ります。東京都地域冷暖房計画区域の指定と、これに係ります計画の策定内容につきまして、概要をご報告申し上げます。

お手元の資料4をご覧いただきたいと存じます。東京都といたしましては、これまで大気汚染防止、あるいは省エネルギーを目的といたしまして、条例に基づき、地域冷暖房の普及に取り組んでまいりました。現時点で67カ所の計画区域を指定してございまして、このうち60区域で地域冷暖房によります熱供給事業が実施されておるところでございます。

今回の指定案件につきましては、東京都地域冷暖房推進委員会におきまして、専門的な検討など所定の手続を経て決定したものでございまして、6月9日付で公示をいたしてございます。

指定の内容について申し上げます。新砂三丁目地域冷暖房計画でございます。計画区域につきましては3ページに地図がついてございます。ご覧いただきたいと存じます。下水道局の砂町水処理センターと、それから営団地下鉄東西線の南砂町駅の間、この太線で囲んでございます約13ヘクタールの範囲でございます。

計画の主な内容でございますが、2ページの左側に掲げてございましており、地域冷暖房設備のプラントの位置は、既存の下水道局の砂町水処理センター内に設置されます。熱源といたしましては、未利用エネルギーを活用した下水処理水、下水汚泥焼却熱、それと都市ガスでございまして、冷水及び温水を供給する計画でございます。熱供給の対象といたしましては、その建物は3ページのとおりでござい

して、供給開始につきましては平成13年7月を予定しております。

以上、簡単でございますが、地域冷暖房に関する報告を終わらせていただきます。

【横山会長】 ありがとうございます。ただいまの地域冷暖房計画区域の指定及び同計画の策定についてご報告いただきました。このご報告につきまして、ご質問等ございますでしょうか。それでは、ないようでございますので、ご報告どうもありがとうございました。では、これ以外の議事につきまして、何か都のほうでございますでしょうか。

【高橋環境管理部長】 特にございません。

【横山会長】 以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、第13回の東京都環境審議会を閉会させていただきます。長い間にわたりましてご協力いただきまして、まことにありがとうございました。 ——了——